

伊丹市通学路の安全確保に関する取組方針

令和 7 年 4 月

伊丹市通学路安全対策推進会議

1. 目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから本市では、平成24年8月に各小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策メニューについても、教育委員会や警察、県道路管理者、市道路管理者等が連携を図り、協議をしてきました。

今後も、継続的に通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築する中で、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 伊丹市通学路安全対策推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、伊丹市通学路安全対策推進会議設置要綱に基づき、以下をメンバーとする「伊丹市通学路安全対策推進会議」（以下、対策会議という。）を設置しました。本取組方針は、この会議で議論し、策定しました。

- ・伊丹市教育委員会事務局保健体育課
- ・伊丹市道路管理者
- ・伊丹警察署
- ・兵庫県道路管理者
- ・兵庫国道事務所

3. 取組方針

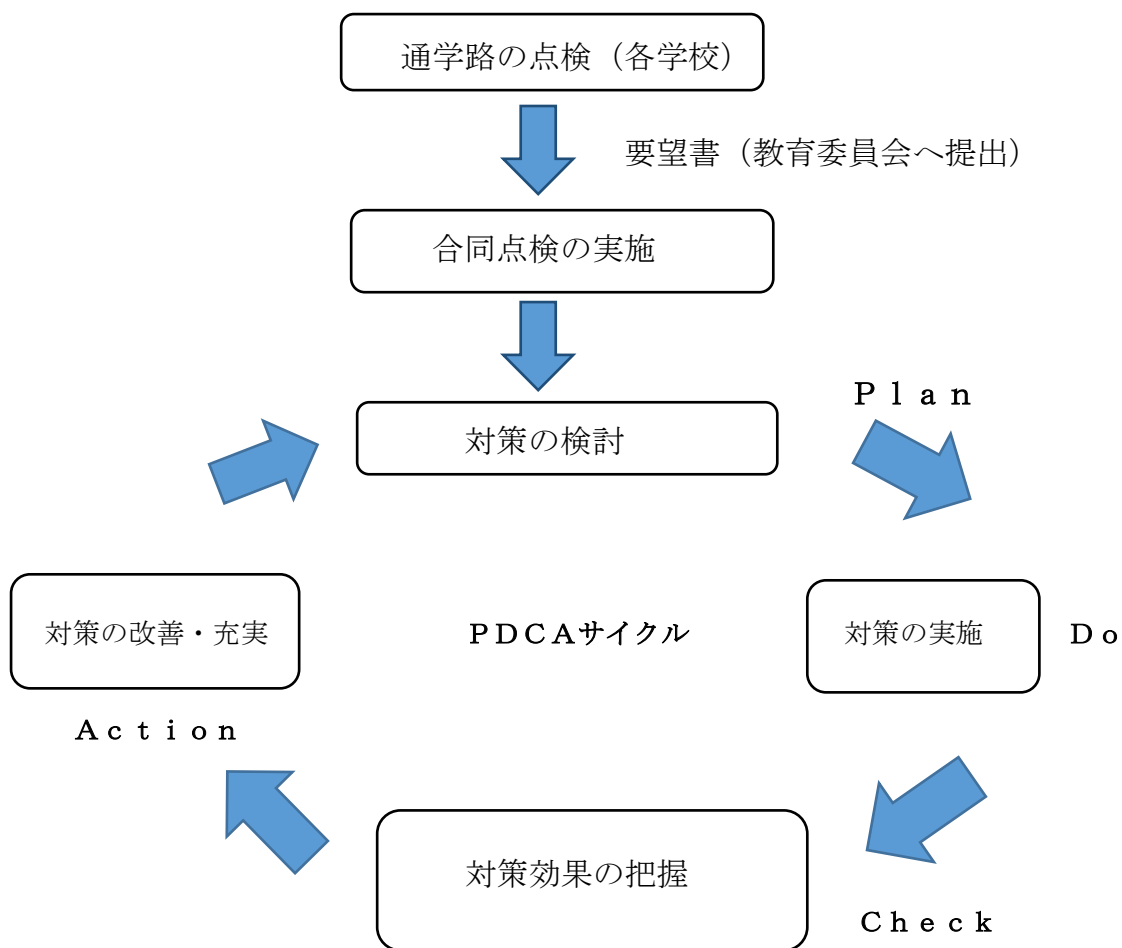
（１）基本的な考え方

継続的、計画的に通学路の安全を確保していくため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

「通学路の安全確保のためのPDCAサイクル」【参考図】

(次ページ参照)



（２）合同点検の実施

① 合同点検の実施時期等

- ・各小学校は、毎年学期初め等の下校指導を含め、通学路の点検を行い、交通安全上、緊急性を要する対策が必要な場合は、市教育委員会保健体育課へ要望書を提出します。
- ・効率的・効果的に対策を行うため、対策会議において、重点課題や優先順位等を設定し、必要に応じて、合同点検を実施します。

② 合同点検の体制

- ・小学校区ごとに、学校、PTA、教育委員会、道路管理者、警察等が連携して、合同点検を行っていきます。

（３）対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、舗装のカラー化や区画線の設置、交通規制等、対策必要箇所に応じた具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の危険箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校やP T A等へのアンケートの実施や聞き取りを行うなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を行います。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の周知

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」等を作成し、各学校へ周知します。